

図表 TNFD提言の要点

TCFDの開示提言と同じ構造かつ「共通の言語」の14の開示提言(4本柱:ガバナンス、戦略、リスクとインパクトの管理、指標と目標)で構成されている(11の提言はTCFDと共通、3つが独自の追加項目)

TNFD開示提言			
ガバナンス	戦略	リスクとインパクトの管理	指標と目標
自然関連の依存とインパクト、リスクと機会に関する組織のガバナンスを開示する	自然関連の依存、インパクト、リスクと機会が、組織のビジネスモデル、戦略、財務計画に与える影響を開示する	自然関連の依存、インパクト、リスクと機会を特定し、評価し、優先順位を付け、管理するために組織が用いているプロセスを記述する	自然関連の重要な依存、インパクト、リスクと機会の評価と管理に使用する測定指標とターゲットを開示する
A. 自然関連の依存とインパクト、リスクと機会に関する取締役会の監督について記述する	A. 組織が特定された短期、中期、長期の自然関連の依存とインパクト、リスクと機会を記述する	A(i) 直接操作における自然関連の依存とインパクト、リスクと機会を特定し、評価し、優先順位をつけるための組織のプロセスを記述する	A. 組織が戦略およびリスク管理プロセスに沿って、自然関連の重要なリスクと機会を評価・管理するために使用する測定指標を開示する
B. 自然関連の依存、インパクト、リスクと機会の評価と管理における管理者の役割を記述する	B. 自然関連の依存とインパクト、リスクと機会が、組織のビジネスモデル、バリューチェーン、戦略、財務的計画、および実施中の移行計画や分析に与えた影響を記述する	A(ii) 上流と下流のバリューチェーンにおける自然関連の依存とインパクト、リスクと機会を特定し、評価し、優先順位をつけるための組織のプロセスを記述する	B. 自然への依存とインパクトを評価・管理するために組織が使用する測定指標を開示する
C. 自然関連の依存、インパクト、リスクと機会に対する組織の評価と対応において、先住民、地域社会、影響を受けるステークホルダーおよびその他のステークホルダーに関する組織の人権方針とエンゲージメント活動、および取締役会と経営陣による監督について記述する	C. 自然関連のリスクと機会に対する組織の戦略的レジリエンスを、様々なシナリオを考慮して記述する	B. 自然関連の依存とインパクト、リスクと機会をモニタリングするための組織のプロセスを記述する	C. 組織が自然関連の依存、インパクト、リスクと機会の管理に用いるターゲットと目標と、それに対するパフォーマンスを記述する
	D. 組織の直接操作、および可能であれば上流と下流のバリューチェーンにおいて、優先地域の基準を満たす資産および/またはは活動の所在地を開示する	C. 自然関連のリスクを特定し、評価し、管理するためのプロセスが、組織全体のリスク管理にどのように統合されているかを記述する	

□ = TNFD独自の追加項目

出所：TNFDv1.0から農林中央金庫作成

解説

自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)提言について



農林中央金庫エグゼクティブ・アドバイザー 秀島弘高
TNFDタスクフォースメンバー ひでしま ひろたか

自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)*は、2023年9月18日に開示枠組みに関する提言の正式版(いわゆる「TNFD提言」)を公表した。

気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)開示枠組みとの整合性

TNFDはこれまで数々のガイダンスを公表しているが、今般の提言はそれらを包含する重要なものである。「ガバナンス」「戦略」「リスクとインパクトの管理」「指標と目標」の4本柱で構成され、14項目の開示が推奨されている(図表)。

このうち「戦略」では、自然関連のリスクと機会が企業の事業や財務計画に与えるインパクトや「シナリオ分析」について説明がなされている。また、自然の観点からの優先地域における活動の開示を求めている。また、「リスクとインパクトの管理」では、リスクと機会を特定するプロセスや、管理方法、対策の説明を求めている。「指標と目標」では、自然への影響や依存、リスクと機会を把握するために使用する指標や、設定した目標、それに対する実績の説明を求めている。上記の4本柱は、TCFDの開示枠組みや、

国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)が策定した基準と整合している。また14の開示項目のうち、11項目はTCFDと同一であり、TCFDとTNFDとの統合報告が可能 な仕組みとなっている。例えば、「ガバナンス」では、自然との関係に関する取締役会や執行部の役割を記述することとされているが、気候変動における場合と同様であれば、TCFD開示枠組みで「気候変動」となっている記述を「気候変動を含む自然」と書き換えるだけで済む可能性がある。

TCFDとの違い

一方で、TCFDと異なる点もある。例えば「ガバナンス」の中で、先住民や地域住民など企業の自然に関する活動によって影響を受ける人々とのエンゲージメントの方針について、また「戦略」の中で、優先地域の基準を満たす資産および/または活動の所在地について、それぞれ説明を求めている点である。地域に根差す自然関連特有の項目といえる。もう一つは指標の多さである。気候変動分野は温室効果ガス排出量という単一の指標で測れるのに対し、自然分野では多くの指標が必要だ。「フットプリント」といった単一指

標の開発も試みられているが、現時点では合意が得られていない。そこでTNFDは、多くの指標を提示しつつ、一部の指標を検討候補として仮置きし、今後も見直していくという方針を採っている。

2024年3月時点で、TNFDは全業種に適用する「グローバル中核指標」を14個示している。これらの指標は、あらゆる業種の企業に開示を求めらるもので、開示をしない場合はその理由を説明する必要がある。正式版では、「使用・販売するプラスチックの重量」が指標に追加された。また「侵略的外来生物への対応」、さらに「生態系の状態」や「種の絶滅リスク」を含む「自然の状態」など二つの指標が今後の候補として仮置きされた。

部分開示からの開始が前提

TCFDについては、2017年に提言が公表されてから6年以上たった現在も、全ての項目を開示している企業は多くはない。そのためTNFDも、最初から全項目の開示を期待するのは現実的ではないと考える。一方で、企業がわずかな項目の開示であってもTNFD開示を行っていると呼べれば、グリーンウォッシュと呼ばれかねない。

(注1)シナリオ分析：将来起き得る事象について一定の展開を想定して、その想定のもとでどのようなことが起きそうか、そしてそうなった場合の自社への影響を分析する手法

(注2)いわゆるComply or Explain原則

そこでTNFDは、何をすればTNFD開示と称してよいかについてのガイダンスを示している。筆者の主観で簡潔にまとめたのが以下の5点であり、TNFD開示を行っていると表明するためには全ての要件を満たす必要がある。

(1)一部の事業や一部の項目でTNFD開示を始めている
(2)今後の開示範囲の拡大に向けた計画を策定している

(3)開示範囲の拡大と計画との乖離状況を確認し、計画を修正する体制を構築している

(4)TNFD開示と上記の項目について取締役会の承認を得ている

(5)TNFD開示へのコミットをTNFDのウェブサイトに登録している

要するに、開示を始める際には一部でよいが、その範囲を拡大するためのPDCAサイクルを確立しており、組織としてのコミットメントができていくことが求められていると言えよう。

義務化をめぐる展望

2022年12月に合意された昆明・モントリオール生物多様性枠組(GBF)^{*}では、20

30年までに実施を目指す項目の一つに、大企業・多国籍企業・金融機関による生物多様性分野での開示が掲げられている。今後、ISSBが自然分野の開示基準を策定することも予想される。さらに最速の場合、2028年頃には自然分野の開示に関する国内基準も策定される可能性がある。各国の開示規制のうち、EUの欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)^{*}は、気候変動だけでなく自然分野も含む幅広い開示を求めるものであり、EU域内の大企業を対象に2024年から適用されるが、EU域内に子会社がある日本企業の本社にも2028年までには適用される予定だ。このように、2028〜2030年頃には何らかの形で自然分野の開示が求められるようになる可能性がある。

TNFD提言はあくまで提言であり、これに基づく開示を行うかどうかは、各企業の自主的な判断に委ねられる。他方で、自主開示の期間に自然分野に関わる複雑な分析の経験を積んでおけるという利点もあろう。自主的な開示経験がある企業であれば、基準作りの過程におけるコメントも説得力が高く、影響を与えられる可能性が高まると考えられる。率先して自主的に対応を始めるか、義務化さ

れてから追い込まれる形で対応するか。選べる時間はそれほど長くはない。

TNFD採用社数は日本が世界一

TNFDのデビッド・クレイグ共同議長が別稿で述べている通り(本誌40ページ参照)、TNFD提言の採用を早期に表明したとして2024年1月16日に公表された会社(アーリアダプター)^(注3)は全世界で約320社。国別では日本が80社で第1位だった。今後、ESRSとTNFDの整合性が確認されれば、欧州のTNFD採用社数は急増することが予想される。TNFDは、2024年10月にコロンビアで開催予定の生物多様性条約第16回締約国会議(COP)^{*}において、その時点でTNFD提言の採用を表明している会社を公表する予定である。アーリアダプターとしては手を挙げなかった経団連会員企業には、ぜひとも第2陣として10月までの参画を検討してほしい。日本がリードを守り、TNFD提言の国別採用社数世界一を維持できるかに世界の注目が集まっている。

^{*}は本誌11ページ「頻出用語一覧」を参照

(注3) <https://tnfd.global/engage/inaugural-tnfd-early-adopters/>